

【使用承諾事項】

以下の内容を遵守し、裏面の「デジタル資料提供・使用許可申請書」の記載内容において、使用するものとします。

なお、申請者が使用範囲外で使用した場合、申請者は速やかに削除又は訂正等の対応をするものとします。

1、使用範囲

- ①使用許可申請者が使用目的内での使用。
- ②公序良俗の範囲内での使用。
- ③裏面申請書内（使用目的など）での使用。
- ④東松島市や図書館に対して、不利益が発生しない使用。
- ⑤個人の誹謗中傷はしない。
- ⑥第三者への提供はしない。但し、原稿依頼を受けて執筆使用は除く。
- ⑦その他、図書館が不適切と判断されるような行為はしない。

2、費用・損害負担について

使用上において費用・損害・事由などが発生した場合、自己責任において申請者本人が全て負うものとし、図書館及び東松島市は一切負わないものとします。特に、次の内容においては申請者本人の責任で使用するものとします。

- ①内容の正当性、情報の有用性や完全性
- ②使用において不具合や、使用上の機器の破損など

3、制作・加工等の依頼について

図書館において資料の制作・加工及び原稿作成などは行わないものとします。

記入後、FAX・メール・郵送または東松島市図書館までご持参ください。

おねがい

- 申請は使用予定の**2週間前**までにお願い致します。
- この資料を活用して出された、出版物・映像などは、図書館の資料収集・整理保存・提供の観点から、1部を当館に寄贈頂きますようお願い致します。

デジタル資料の利用について

【必須事項】

- ・デジタル資料提供・使用許可申請書の記入。メール・ファックス可。ご来館頂き直筆、もしくはホームページより申請書をダウンロードして記入する。
- ・写真左上のメタデータの6桁の数字を控える。

【利用の原則】

- ・現在公開中の写真を、写真左上のメタデータ、写真下部の本市クレジットを掲載したままの利用となります。

【利用の原則についての付帯事項】

- ・企業・団体・新聞社・研究・市のPR・地域貢献等東松島市に貢献するものには、クレジット・メタデータを削除した写真を提供可能です。
但し、テレビ放送で利用する場合は[提供：東松島市]とクレジットを入れて頂くことは必須です。
- ・個人で使用する場合、使用目的を明確に申請書に記入していただきます。提供写真を使用して作成したものは図書館から確認させて頂くことになります。

【連絡先】

東松島市図書館 ICT地域の絆保存プロジェクト

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字大溜 1-1

TEL 0225-82-1120 FAX 0225-82-1121

メール tosyokan@city.higashimatsushima.miyagi.jp

